

三次市告示第225号

三次市外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年9月20日

三次市長 福岡 誠志

三次市外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、三次市外国語指導助手派遣業務について、プロポーザル方式による受託者の選考を厳正かつ公正に行うため、三次市外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) プロポーザルの実施方法の決定
- (2) 受託者を選定するための審査基準の決定
- (3) プロポーザルの審査及び受託者の特定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審査委員会が必要と認めるもの

(組織)

第3条 審査委員会は、委員9人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 三次市教育委員会教育長

(2) 三次市副市長の事務分担に関する規則（平成20年三次市規則第34号）

第2条第1号及び第2号に掲げる副市長

(3) 総務部長

(4) 経営企画部長

(5) 教育委員会事務局付課長

(6) 三次市立小学校長を代表する者

(7) 三次市立中学校長を代表する者

(8) 三次市立小中学校教諭を代表する者

（委員長及び副委員長）

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第1号に規定する委員をもって充て、副委員長は、同条第2号に規定する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議の開催ができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 審査委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、非公開とすることができる。

(1) 個人に関する情報を扱うとき。

(2) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を扱うとき。

(3) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(4) その他、公開に適さないと委員長が認めるとき。

(資料及び会議録の公開)

第8条 審査委員会の資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、委員長が前条各号に掲げる情報等が含まれると認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(審査及び報告)

第9条 審査委員会は、三次市外国語指導助手派遣業務の受託者の候補者の選考について、第2条の規定に基づき審査し、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、三次市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月20日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

